

【幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園】 ※保育所から移行用

(施設名)  
(所在地)

(申請者住所)  
(申請者名)

1 職員配置・園舎・園庭・設備

区分	定員		計 (人)	学級 (必要な数)		教育・保育に 従事する職員 (必要な数) 園長は	保育室 (必要な数)	・ほふくしない2 歳未満児 ・ほふくする2歳 未満児	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (必要な面積)	
	保育を必要 とする(2号・3号)	保育を必要と しない(1号)		(学級)	(人)				(室)	(人)
0歳児			0						0.00	(0.00)
1歳児			0					0	0.00	(0.00)
2歳児			0				-		0.00	(0.00)
3歳児			0						0.00	(0.00)
4歳児			0						0.00	(0.00)
5歳児			0						0.00	(0.00)
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	(0.00)

(代表者職名 氏名)

(適否)

教育・保育に 従事する職員 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡)	園庭 (㎡)	学級 (学級)	保育室 (室)
-	○	△	△	△
-	○	△	△	×
-	○	○	○	○
-	○	○	○	○
○	園舎	○	△	△

※1 2歳児の園庭代替地が必要→黄アのシートを入力 ※2 2階以上に乳児室等を設置→黄イのシートを入力 ※3 食事を外部搬入→黄ウのシートを入力

園舎 (必要な面積)	園庭 (必要な面積)
園舎は 保育所からの (㎡)	※1 園庭は 保育所からの (㎡)
(0.00)	0.00 (0.00)

【保育所からの移行特例】

①園舎

$$(0歳の子ども \times 1.65\text{㎡}) + (1歳の子ども \times 3.3\text{㎡}) + (2歳以上の子ども \times 1.98\text{㎡})$$

②園庭

$$2歳以上の子ども \times 3.3\text{㎡}$$

(各園庭面積) (㎡) 図面に範囲と面積を記載すること。

1 園庭	3 第2園庭		
2 中庭	4		
設備	室数(室)	面積(㎡)	設置階※2
乳児室①		0.00	
ほふく室②		0.00	
保育室③		0.00	
遊戯室④		0.00	
遊戯室は			

【補足】  
①専用→遊戯室として使用。  
②保育室と兼用→必要に応じてどちらの用途でも使用している。  
(例)通常保育室として使用しているが、行事があるときは遊戯室として使用している 等  
※この場合、遊戯室には算入せず、保育室に算入する。  
③専用・兼用→「遊戯室専用部分」と「保育室との兼用部分」に分けている。  
(例)100㎡の部屋のうち、60㎡を遊戯室専用部分、40㎡を保育室と兼用して使用している 等  
※この場合、60㎡を遊戯室、40㎡を保育室に算入する。

(各室面積) 図面に各室の用途と内法面積を記載すること。

職員室⑥	乳児室①	内法面積(㎡)	受入可能人数	保育室③	内法面積(㎡)	受入可能人数
保健室⑦	1 乳児室(○組)		(0.00)	7 4歳児保育室(○組)		(0.00)
調理室⑧	2		(0.00)	8 4歳児保育室(○組)		(0.00)
食事外部搬入※3	ほふく室②	内法面積(㎡)	受入可能人数	9 4歳児保育室(○組)		(0.00)
飲料水用設備⑨	1 ほふく室(○組)		(0.00)	10 5歳児保育室(○組)		(0.00)
手洗用設備⑩	2		(0.00)	11 5歳児保育室(○組)		(0.00)
足洗用設備⑪	保育室③	内法面積(㎡)	受入可能人数	12 5歳児保育室(○組)		(0.00)
放送聴取設備⑫	1 2歳児保育室(○組)		(0.00)	13		
映写設備⑬	2 2歳児保育室(○組)		(0.00)	14		
水遊び場⑭	3 2歳児保育室(○組)		(0.00)	遊戯室④	内法面積(㎡)	備考
園児清浄用設備⑮	4 3歳児保育室(○組)		(0.00)	1 遊戯室		専用部分のみ記入。 ※保育室との兼用部分は保育室として算入。
図書室⑯	5 3歳児保育室(○組)		(0.00)	2		
会議室⑰	6 3歳児保育室(○組)		(0.00)	3		

(参考)

(適否)

試算 従事職員 (人)	試算定員時 (人)	教育・保育に 従事する職員 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室(㎡)	園庭	学級 (学級)	試算 学級 (学級)	教育・保育に 従事する職員 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡)	園庭 (㎡)	学級 (学級)
	0歳児	(0.0)	(0.00)	(0.00)	△	△	-	○	△	△
	1歳児	(0.0)	(0.00)		△	△	-	○	△	△
	2歳児	(0.0)	(0.00)		△	△	-	○	△	△
	3歳児	(0.0)	(0.00)		△	△	-	○	△	△
	4歳児	(0.0)	(0.00)		△	△	-	○	△	△
0	計	0	0	園舎	(0.00)	△	園舎	○	△	△

※満3歳児の保育室面積について  
満3歳児で別に学級編成する場合は、3歳児保育室に記入。2歳児保育室  
で引き続き保育する場合は、2歳児保育室に記入する。

(補足説明欄) この欄には、特に説明が必要なものがあれば記載してください。

## 様式第6-3号 付表B②

(施設名)

### 2 学級・クラス配置

番号	名称	園児	担任
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

1 「名称」には、

3歳児以上の学級（原則、学年で同一年齢児35人以下で編制）、  
2歳児以下のクラス（施設型給付ではない一時預かり事業などは除く。）  
の名称（「さくら組」、「うさぎ組」など）を記載する。

2 「園児」には、

各学級、クラスに属する園児の年齢を記載する（「2歳児」、「3歳児」など）を記載する。

3 「担任」には、

学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（1人以上）、  
クラスを担当する保育教諭などの氏名を記載する。



様式第6-3号 付表B②

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定)年月日	幼稚園教諭免許状授与年月日	保育士登録年月日	その他資格取得年月日	摘要
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38	学校医								
39	学校歯科医								
40	学校薬剤師								

- 1 「職員」には、  
 【必置】園長、保育教諭、調理員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師  
 【努力義務】副園長又は教頭、(主幹)養護教諭又は養護助教諭、事務職員  
 【任意】主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師、(主幹)栄養教諭、用務員  
 等を記載する。  
 幼保連携型認定こども園においては、令和12年3月31日までの経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭、助保育教諭及び講師（保育教諭及び助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）に  
 なることができる。
- 2 「勤務形態」は、  
 常勤または非常勤を選択する（就業規則で定める所定労働時間で勤務する場合、「常勤」を選択。それ以外は「非常勤」を選択。）。
- 3 「雇用形態」は、  
 正規または非正規を選択する。  
 それ以外の場合は、「摘要」に雇用形態を記入する。
- 4 「その他の資格取得年月日」には、  
 栄養教諭、養護教諭、栄養士、調理師、医師、歯科医師、薬剤師等の名称とその取得年月日を記載する。
- 5 「摘要」には、  
 担任の場合は、担当する学級・クラスの名称を記入する。  
 教育・保育に従事する職員の場合は、担当する園児（「1歳児」、「2歳児」等）を記入する。

記載例)

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定)年月日	幼稚園教諭免許状授与年月日	保育士登録年月日	その他資格取得年月日	摘要
1	園長	〇〇 〇〇	常勤	正規	S55. 4. 1			小学校教諭1種 S55. 3. 15	
2	保育教諭	△△ △△	常勤	正規	S63. 4. 1	S63. 3. 19	未取得		さくら組 3歳児
3	保育教諭	△△ △△	常勤	正規	H7. 4. 11	未取得	H7. 3. 31		うさぎ組 2歳児
4	調理員	△△ △△	非常勤	正規	H26. 10. 1			栄養士登録 S59. 4. 13	
5	学校医	□□ □□	非常勤	非正規	H27. 4. 1			医師	□□医院
6	学校歯科医	●● ●●	非常勤	非正規	H27. 4. 1			歯科医師	●●歯科
7	学校薬剤師	▲▲ ▲▲	非常勤	非正規	H28. 4. 1			薬剤師	▲▲薬局

(施設名)

## ア 2歳児に係る園庭の必要面積が園舎と同一敷地内又は隣接地内に足りない場合の代替地の要件

代替地は				
安全に移動できる場所か（距離，方法等）				
安全に利用できる場所か				
日常的に利用できる場所か				
教育・保育の適切な提供ができる場所か				
面積要件	園舎と同一敷地内又は隣接地内にある園庭は、満3歳以上の園児に係る必要面積の要件を満たしているか。	(必要な面積)	(0.00㎡)	-
		園舎と同一敷地内又は隣接地内にある園庭の面積		
	代替地により、満2歳の園児に係る園庭の必要面積の要件を満たせるか。	(残りの必要な面積)	-	-
		代替地の面積	-	-

(施設名)

イ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階以上に設ける場合の要件

区分	新設	確認欄						
2階に設ける場合	○第1号、第2号及び第6号の要件							
3階以上に設ける場合	○第1号から第8号までの要件に該当するものであること。							
要件	(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。							
	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。							
	(2)	2階	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 819 604 926">常用</td> <td data-bbox="604 819 1780 926">1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 926 604 1193">避難用</td> <td data-bbox="604 926 1780 1193">1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		常用	1 屋内階段 2 屋外階段					
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段					
		3階	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 926 604 1193">常用</td> <td data-bbox="604 926 1780 1193">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1193 604 1531">避難用</td> <td data-bbox="604 1193 1780 1531">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
		常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段					
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段					
		4階以上	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 1193 604 1531">常用</td> <td data-bbox="604 1193 1780 1531">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1531 604 1947">避難用</td> <td data-bbox="604 1531 1780 1947">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段					
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段							
4階以上	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="520 1531 604 1947">常用</td> <td data-bbox="604 1531 1780 1947">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1947 604 2620">避難用</td> <td data-bbox="604 1947 1780 2620">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段							
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段							
(3)	前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。							
(4)	調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。							
ア	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。							
イ	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。							
(5)	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。							
(6)	保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。							
(7)	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。							
(8)	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。							

(施設名)

## ウ 満3歳以上児に外部搬入による食事を提供する場合の要件

番号	要件	確認欄
1	園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	
2	当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
3	調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。	
4	園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	
5	食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	

## 【委託予定事業者】

名称	
所在地	